

淀川区発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（令和5年度第2四半期・特名随意契約）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	西中島小学校及び木川南小学校校地活用調査等 業務委託	その他	株式会社建設技術研究所 大阪本社	13,761,000	令和5年7月3日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

西中島小学校及び木川南小学校校地活用調査等業務委託

2 契約の相手方

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 随意契約理由

本業務は、学校配置の適正化による再編整備後の西中島小学校及び木川南小学校の校地について、周辺地域の現況調査及び課題整理を行った上で、民間事業者の活用ニーズを把握し、採算性及び法令に則った実現性のある活用アイデアについて整理を図るものである。

事業実施にあたっては、事業者の技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、それらの内容によって、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、もっとも効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取し、評価点の最も高かった事業者を選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

淀川区役所政策企画課（電話番号 06-6308-9405）